

「食品流通審議会企画部会報告」及び「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」の策定について

1 経 緯

- (1) 農林水産大臣は、食品流通構造改善促進法（平成3年5月2日法律第59号。以下「法」という。）の規定に基づき、「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」（以下「基本方針」という。現行は平成3年11月策定）を定めようとするときは食品流通審議会（会長；金田幸三社団法人日本冷蔵倉庫協会会長。以下「審議会」という。）の意見を聴くこととなっている。
このため、審議会は基本方針の見直しに当たっての諸課題について検討を行う場として企画部会（部会長；田島義博学習院大学教授）を設け、昨年5月以降検討を行ってきた。
- (2) 企画部会の検討結果は、本日開催の食品流通審議会に企画部会長から報告された。
また、基本方針は、本日食品流通審議会に対し諮問を行い、答申を受けたことから5月中を目途に公表を行うこととする。

2 企画部会の検討結果（別紙1）

企画部会は、基本方針について専門技術的観点から審議を行うため、生鮮食品、加工食品ごとの学識経験者、食品流通についての専門的な知識を有する者（審議会の委員を含む。）で構成され、近年の食品の需給の変化、情報・物流技術の進展等を踏まえ、食品の流通部門の構造改善を適確に進めていくための課題について調査検討してきた。

3 新たな（第2次）基本方針の内容（別紙2）

基本方針は、法に基づき、
食品の流通部門の構造改善の基本的な方向
構造改善事業の実施に関する基本的な事項
食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項
一般消費者の利益の増進、農林漁業の振興その他の食品の流通部門の構造改善に際し配慮すべき重要事項
を定めることとされており、上記企画部会における検討結果を踏まえ改定する。

(問い合わせ先) 農林水産省食品流通局商業課流通構造改善対策室計画班 担 当: 中村、南雲、平野 担 当: 中村、南雲、平野 電 話: 代表 3502-8111 内線 4837 直通 3502-7804 E-mail: keiichi_nakamura@nm.maff.go.jp
--

(別紙1)

「食品流通審議会企画部会報告」の要旨
- 21世紀の食品流通をめざして -

食品流通をめぐる環境変化

- 1 食品の消費構造の多様化
 - ・量的充足、所得向上とライフスタイルの変化
(女性の社会進出、高齢化の進展、単身世帯の増加等)
 - ・質・サービス志向へ
 - 食味志向、健康・安全志向、簡便志向と価格のバランス志向等
 - 高次加工品の増大と多品目少量購買の進展、外食・中食の増加
- 2 情報化と国際化の進展
 - ・情報伝達技術の多様化と情報処理技術との融合
 - オンライン受発注システム等の構築
 - ・国際化の進展
 - 食品流通においても市場や企業活動の国際化
 - WTO（世界貿易機構）の下での食品規格、表示、安全性等の国際ルール化

食品流通の構造変化

- 1 生産起点型（業種別縦割り）流通から消費起点型（業態別）流通への転換
 - ワンストップ・ショッピング等に対応した、消費を起点とする流通への転換

- 2 流通チャネルの多元化と多頻度小口配送の定着
- 3 生鮮流通のメインシステムとしての卸売市場流通の変化

2 1世紀を迎える食品流通の展望

- 1 消費者に信頼される食品流通システムの確立
 - ・ H A C C P (危害分析・重要管理点)方式等の新しい品質管理システムの導入や総合的な食品表示等の推進
- 2 情報ネットワーク化の推進による消費を起点とする流通への一層の転換
 - ・ 消費者ニーズの適確な把握とフィードバックシステムの構築
 - ・ 食品流通の特性を踏まえたロジスティクスの構築
 - 温度帯別物流システムの構築、フルライン化による業態支援等
 - ・ 卸売市場の機能高度化、特に情報集積拠点としてのネットワークの形成等
- 3 取引における公正な競争の確保
 - ・ 透明度の高い取引ルールの形成
 - ・ 各種システムの構築において関係者間の負担と受益のバランス
- 4 社会経済の変化への対応と食品流通
 - ・ 高齢化の進展の中で、地域社会と共生する中小食品小売業の活性化
 - 仕入、配送の共同化、情報化等による活性化
 - ・ 容器包装等のリサイクルシステムの確立等環境問題への適切な対応

(別紙2)

「食品の流通部門の構造改善を図るための基本方針」の改正ポイント

食品流通は、消費者の多様なニーズを充足させることを目的(消費者起点)として全国各地の農林漁業者等が生産する多種多様な食品を、安定的かつ効率的に消費者に提供するという重要な役割を果たしおり、高齢化等に伴う消費構造の変化、多様な小売業態の伸展食品流通部門における国際化の進展、情報技術の発展等の中にあつて、一般消費者の利益増進と農林漁業の振興に資することのできる食品流通部門のより一層の構造改善を促進する。

第1 食品の流通部門の構造改善の基本的な方向

流通機構の合理化のため、流通各段階を結ぶ情報ネットワーク化を推進し、物流に係る関連情報を共有したロジスティクス(戦略的物流)の構築と必要な情報を相互にフィードバックできるシステムの形成に努める。

食品の品質管理については、H A C C P (危害分析・重要管理点)方式等の考え方を導入することにより、生産から小売まで一貫した品質管理システムの整備に努めるとともに、品質、原料、産地等の総合的な食品表示を推進し、消費者への積極的な情報提供に努める。

第2 構造改善事業の実施に関する基本的な事項

食品生産販売提携事業、卸売市場機能高度化事業、食品販売業近代化事業、食品商業集積施設整備事業の実施にあたっては、情報技術の積極的な活用を推進する。

第3 食品の流通部門の構造改善の促進に関する重要事項

情報ネットワーク化等に伴う新しいシステムの形成にあたっては、その運用に伴う負担と受益の公平な配分等、公正な取引ルールの設定に努めるとともに取引の電子化に必要な標準化を推進する。

また、リサイクルの推進等環境問題の啓発に努める。

第4 食品の流通部門の構造改善の促進に際し配慮すべき重要事項

高齢化社会の進展に伴い地域社会と共生する中小食品小売業者の活性化と施設の防災対策やバリアフリー等利用者への十分な配慮を図る。

特に、食品は生命及び健康に直接関わるものであることから、新しい品質管理システムの導入によりその安全性の確保に努める。